

建 政 一 1 7 5 4  
平成 2 9 年 3 月 2 8 日

各建設業関係団体の長 様

秋田県建設部長  
(公印省略)

建設業におけるセーフティネット保証 5 号の指定業種  
について (通知)

本県の建設行政の推進につきましては、日頃格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、県では、中小企業者の金融支援策として、各種融資制度 (所管：産業労働部) を定め、円滑な資金繰り等を図っているところです。

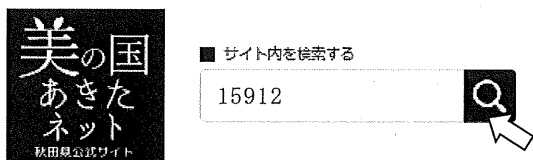
セーフティネット保証とは、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項各号に該当することを市町村長から認定された中小企業者については、各種融資をより有利な保証料率等で利用することができる制度であり、そのうちセーフティネット保証 5 号とは、国が業況の悪化している業種を指定するものです。

セーフティネット保証 5 号の指定は四半期毎に行われていますが、県では、当該制度の活用促進のため、建設業における当該指定業種の状況をまとめた資料を作成しホームページに掲載しています。

ついては、このことについて貴会会員に周知して下さるようお願いいたします。

1 秋田県公式サイト「美の国あきたネット」

秋田県公式サイト「美の国あきたネット」(<http://www.pref.akita.lg.jp/>) の  
トップページの検索欄にコンテンツ番号「15912」を入力してクリック



2 県制度融資に関する問合せ先

県産業労働部産業政策課 (電話：018-860-2215) までお問合せください。

担当：秋田県建設部  
建設政策課 建設業班  
電話：018-860-2425  
FAX：018-860-3800

